

陳情第58号	受理年月日	平成26年6月10日
付託委員会	保健病院委員会	
陳情者	八幡東区春の町四丁目2-22 北九州市生活と健康を守る会協議会 他10団体 署名35名 代表者 吉田 文弘	
件名	生活保護法改正の7月実施に当たり、困窮者の締め出しが生じない対応を求めることについて	
要旨		
生活保護法の改正が7月から実施される。		
今回の改正で、申請書類提出が明記されたことや、親族扶養調査の強化がうたわれていることから、保護を要する人が申請をちゅうちょしたり、窓口で追い返されることがふえるのではないかと多くの心配が多くの人から出されたため、口頭での申請も可能なことや扶養親族がいるために申請できないということが起こらないような方向での省令の修正も行われた。		
しかし、改正法の施行前にも既に「親族に援助してもらえないかを、まず確認するように」「社協の貸付制度をまず利用して」等と言われて申請できなかったとか、「もっと働けるはずと言われて申請書をもらえなかった」等の声が聞かれる。		
一方、申請書については、今回、「きちんと申請書を渡した上で、相談者の生活状況を聞く」と説明しているが、北九州市は、これまでどおり「相談室内に置く」と説明している。現状は、申請の前の説明と相談だけでも2時間から3時間かかり、1日だけで申請が完結しないこともしばしば見られる。あらかじめ、申請書の記入項目などを確認して準備することができれば、窓口での流れもスムーズになると思われ、申請する人も一定の心の準備ができる。		
以上のことから、次のとおり改善していただきたい。		
記		
1 就労指導に当たっては、精神面を含む健康状態を十分配慮し、		

(続 く)

本人の適性や心身状態を無視した無理な指導は行わないこと。

2 保護の申請は、口頭によっても可能なことを周知し、書類がそろわないことなどを理由とした追い返しを行わないこと。

3 申請時の扶養調査等を殊さらに強調して、申請を思いとどまらせるような対応はしないこと。

4 申請書は、各区保護課のカウンターに設置し、申請したい人があらかじめ準備することができるように改善すること。